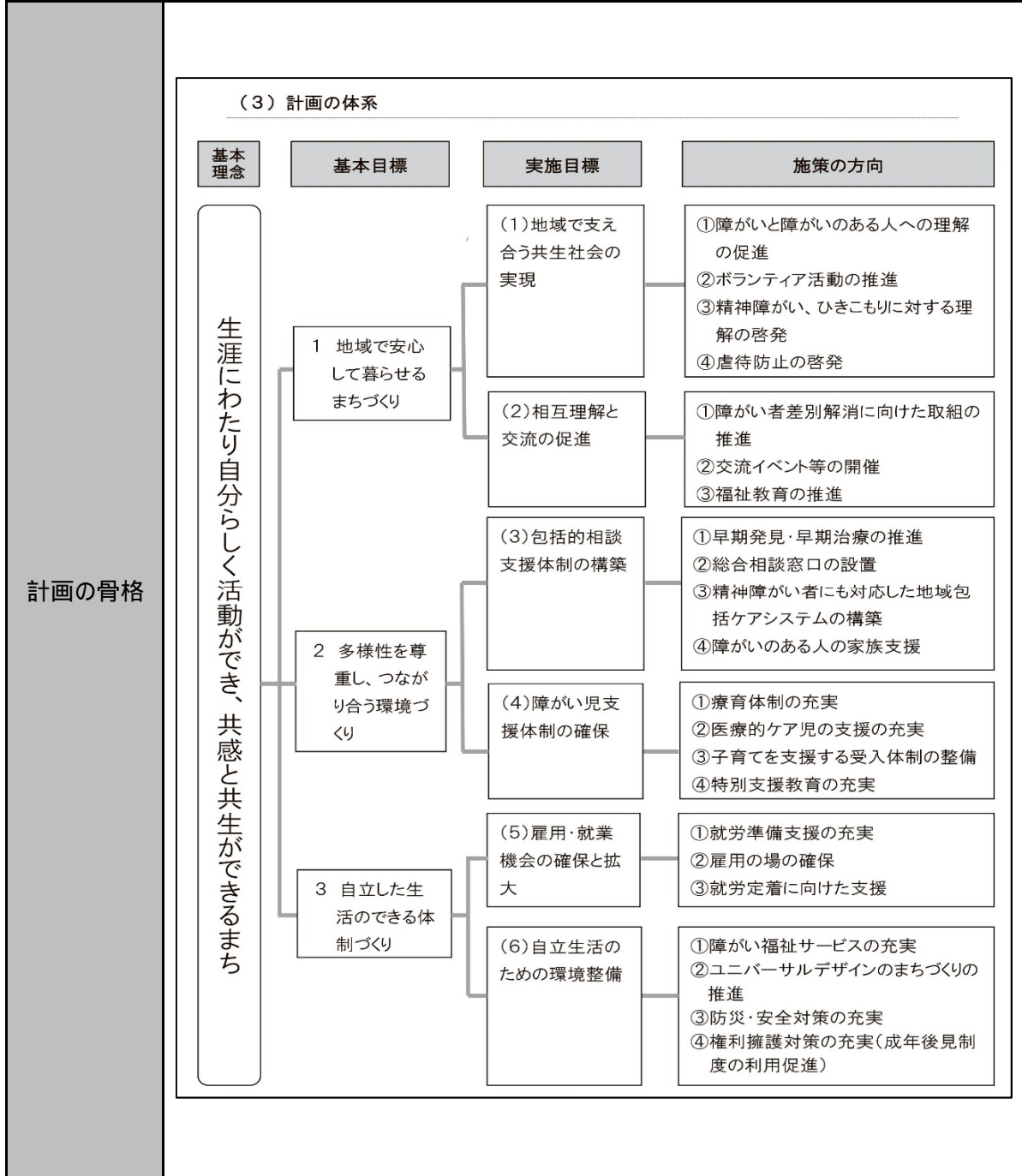


第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

計画の基本情報

| | |
|-------|--|
| 計画期間 | H 30 ~ R 8 年度 |
| 位置付け | 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。 |
| 目的・概要 | 計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。 |



成果指標

| | 成果指標名 | 単位 | 現状値 | 実績値 (H30) | 目標値 |
|---|-------|----|-----|--------------|-----|
| | | | | | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | 別紙参照 | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

計画の実績等

| | |
|-------------|--|
| 取組実績 | <p>主な実績として、10月のあいあい祭りや12月の人権週間にあわせたヒューマンフェスタin亀山を開催し、障がい者支援団体等が参加することで、市民との交流による啓発活動を行った。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重県小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市(津・鈴鹿・名張・伊賀・亀山)が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討や情報共有などができる広圏域の協議の場を設置し、「にじいろネット研究会(平成30年8月鈴鹿市、平成31年1月名張市)」を開催した。さらに、あいあいを主な職場として、障がいのある人に職場実習事業(9～11月)により就労の場の提供や、市ホームページにおける既存ページ(自立支援医療)について、わかりやすく利用しやすいホームページ(申請用紙のダウンロード化等)になるよう、修正した。</p> |
| 成果 | <p>障がい者支援団体(3団体)の活動支援や障がい福祉制度の情報提供の充実に加え、企業に対する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の紹介やひきこもりの実態や把握方法の検討を進めることなどにより、地域で安心して暮らせるまちづくりを進めた。また、精神障がいの方の地域生活を支援するため、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ事業の活用や子どもの発達にあわせた相談・支援体制の充実、多様化・複合化した課題に対応できる体制づくりに向け、社会福祉協議会や総合相談支援センターあいとの協議の場を設けるなど、多様性を尊重し、つながり合う環境づくりに取り組んだ。就労に係る準備から雇用の確保、定着に向けた支援の展開や、地域における自立を支える訪問入浴サービスの事業化などにより、自立生活のための環境整備を進めた。</p> |
| 総合計画推進への寄与度 | <p>障がいのある人の自立生活に向け、職場実習や就労移行支援事業の活用などにより就労の支援を行うとともに、障害者総合相談支援センターあいや社会福祉協議会との連携強化に向けた協議の場を設けるなどに取り組んだ。また、地域生活支援事業における訪問入浴サービスの予算化を行い、福祉サービスの充実を図った。さらに、各種媒体を活用した市民意識の高揚や、コミュニケーション支援事業の活用などにより、だれもが暮らしやすい社会に向けた取組を進めた。</p> |

| | |
|--------|--|
| 反省点・課題 | <p>障がい者に対する地域の理解は、不十分であると考えており、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の見直しが必須である。</p> |
|--------|--|

| | |
|--------|---|
| 今後の方向性 | <p>地域における支援者の障がい者に対する理解を深める取組の検討はもとより、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用した相談支援体制の見直しなどにより、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。</p> |
|--------|---|

第5期 障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【進捗管理】

1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要

第5期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を2020年度末までに地域生活へ移行することとし、また、2020年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本目標としています。

| 項目 | 数値 | 進捗 | | | |
|---|-------------|----------------|---|---------------|---------------|
| 28年度末時点の入所者数(A) | 31人 | | | | |
| 目標年度入所者数(B) | 30人 | | | | |
| 【目標値】 削減見込(A-B) | 1人減 (3%) | 平成 30 年度 | 0 | 令和 元 年度 | 令和 2 年度 |
| 【目標値】 地域生活移行者数(施設入所から 地域生活へ移行した人の数) | 3人 (9%) | 平成 30 年度 | 1 | 令和 元 年度 | 令和 2 年度 |

【平成30年度 成果・課題】

平成29年度に1人施設入所したが、平成30年度に1人がグループホームに移行された。今後も、地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、2020年度末までに市町村ごと、あるいは複数の市町村共同で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。

| 項目 | 数値 | 進捗 | | | |
|--|----------------|----------------|-----|---------------|---------------|
| 【目標値】 R2年度末の保健・医療・福祉関係 者による協議の場の設置 | 1か所 鈴鹿・亀山圏域 | 平成 30 年度 | 0か所 | 令和 元 年度 | 令和 2 年度 |

【平成30年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキング(11回開催)を設置し、当該ワーキングを協議の場に位置付けるよう、検討を進めた。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、2020年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを成果目標としています。

| 項目 | 数値 | 進捗 | | | | | |
|--------------------------------|----------------|----------------|-----|---------------|--|---------------|--|
| 【目標値】 R2年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所 | 1か所 鈴鹿・亀山圏域 | 平成 30 年度 | 0か所 | 令和 元 年度 | | 令和 2 年度 | |

【平成30年度 成果・課題】

面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、事業所等との意見交換を行い、検討を進めた。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、2020年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本目標としています。

| 項目 | 数値 | 進捗 | | | | | |
|--------------------------|--------------|----------------|----|---------------|--|---------------|--|
| 28年度の 年間一般就労移行者数 | 4人 | | | | | | |
| 【目標値】 32年度の年間一般就労移行者数 | 6人 (1.5倍) | 平成 30 年度 | 7人 | 令和 元 年度 | | 令和 2 年度 | |

【平成30年度 成果・課題】

就労継続支援A型事業所から3人、B型事業所から3人、就労移行支援事業から1人が一般就労につながった。市では、職場実習事業を継続して行うこととしており、障害者就業・生活支援センターや福祉施設などと情報共有や連携を図りながら、一般就労に移行できるよう継続的な支援を行う。

就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、2020年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを成果目標としています。

| 項目 | 数値 | 進捗 | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|----------------|-----|---------------|--|---------------|--|
| 28年度末の 就労移行支援事業の利用者数 | 14人 | | | | | | |
| 【目標値】 令和2年度末の 就労移行支援事業の利用者数 | 17人 (121%) | 平成 30 年度 | 31人 | 令和 元 年度 | | 令和 2 年度 | |

【平成30年度 成果・課題】

特別支援学校在学生のアセスメント(就労面の評価)の利用など、当該事業の利用者は年々増加傾向にある。アセスメントを参考とした本人の適正に応じた就労や、当該事業利用者の意向に沿った就労につなげつつ、利用者の確保に努めていく。

就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、2020年度末までに全体の5割以上とすることを成果目標としていますが、本市では、事業所が2か所あるものの、1事業所は開所後、間もないため、2020年度末までに就労移行率が3割以上となるよう支援を行います。

| 項目 | 数値 | 説明 |
|---|------|----------------------------------|
| 【目標値】 R2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。 | 2か所 | 令和2年度における就労移行支援事業所の数 |
| | 2か所 | 令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数 |
| | 100% | 令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合 |

【平成30年度 成果・課題】

平成30年度に市内の事業所が1か所と減り、鈴鹿・亀山圏域において、6事業所となった。就労移行支援事業の利用者は増加する傾向にあるものの、就労につながるケースは少ないため、事業所の参入を図りつつ、事業所と連携した就労につながる支援が必要である。

就労定着支援事業による職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを成果目標としています。

| 項目 | 数値 | 説明 |
|--|-----|---|
| 【目標値】 R1年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を7割以上とする。 | 4人 | 30年度中に新規で就労定着支援事業を利用すると見込まれる者の数(A) |
| | 3人 | Aのうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B) |
| | 75% | 令和元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B/A) |

【平成30年度 状況】

就労定着支援事業の利用者は3人であり、うち2人は、年間を通して継続的に事業を利用し、残り1人は、平成31年2月から当該事業の利用申請を行った。今後も、本事業の利用を継続しつつ、職場定着率の向上を図っていく。

| 項目 | 数値 | 説明 |
|--|-----|---|
| 【目標値】 R2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。 | 5人 | 令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用すると見込まれる者の数(A') |
| | 4人 | A'のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B') |
| | 80% | 令和2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B'/A') |

3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（時間/月） | 627 | 706 | 785 | 750 | 800 | 850 |
| | 利用者数（人/月） | 57 | 61 | 65 | 50 | 53 | 55 |
| 実績値 | 給付時間（時間/月） | 637 | 763 | 698 | 738 | | |
| | 利用者数（人/月） | 49 | 51 | 52 | 58 | | |

重度訪問介護

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（時間/月） | 260 | 260 | 260 | 250 | 500 | 750 |
| | 利用者数（人/月） | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 実績値 | 給付時間（時間/月） | 28 | 3 | 223 | 328 | | |
| | 利用者数（人/月） | 0.2 | 0.1 | 1 | 1 | | |

同行援護

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（時間/月） | 40 | 60 | 84 | 50 | 55 | 60 |
| | 利用者数（人/月） | 4 | 5 | 6 | 5 | 6 | 7 |
| 実績値 | 給付時間（時間/月） | 43 | 50 | 55 | 58 | | |
| | 利用者数（人/月） | 4 | 4 | 3 | 3 | | |

行動援護

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（時間/月） | 20 | 40 | 60 | 10 | 20 | 30 |
| | 利用者数（人/月） | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 実績値 | 給付時間（時間/月） | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | | |
| | 利用者数（人/月） | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | | |

重度障害者等包括支援

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（時間/月） | 0 | 0 | 260 | 0 | 0 | 250 |
| | 利用者数（人/月） | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 実績値 | 給付時間（時間/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 利用者数（人/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

サービスを確保するための方策

ホームヘルパーの人材不足により、サービスを必要とする人が必要な量のサービスを受けられない現状を改善し、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

事業所の新規参入を働きかけ、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に努めます。また、障がい特性に配慮した対応ができるよう、県が実施する研修等の情報提供を行い、支援者のスキルアップにつなげます。

【平成 30 年度 成果・課題】

【居宅介護】

給付時間・利用者数は年々増加傾向にある。自宅での介護ニーズの高まりもあり、平成 30 年度は利用者数が目標に達成し、給付時間も目標に限りなく近づいた。今後も利用者数の増加にあわせ、給付時間も伸びると思われる。

【重度訪問介護】

平成 29 年 2 月からの利用者が継続的に利用され、平成 30 年度の実績値において、ともに達成した。今後も、必要とされる人に対し、サービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【同行援護】

給付時間は、年々増加傾向にあり、平成 30 年度実績において、利用者数は目標を達しなかったが、給付時間は目標を達成した。今後も、視覚障がい者の社会参加や地域生活を支援できるよう、計画相談事業所等と連携を図り、利用者の増加に取り組んでいく。

【行動援護】

市内には、事業者がなく、鈴鹿・亀山圏域においても、2 箇所しかないのが現状である。本市の利用者は少ないものの、市内で対応できるよう、事業者の参入を促していく。

【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業者がないのが現状である。現状、本市において、利用希望はないものの、利用ニーズの把握に努める。

(2)日中活動系サービス

生活介護

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | 1,834 | 2,067 | 2,328 | 1,800 | 1,900 | 2,000 |
| | 利用者数(人/月) | 96 | 106 | 117 | 95 | 100 | 105 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | 1,622 | 1,649 | 1,752 | 1,869 | | |
| | 利用者数(人/月) | 88 | 89 | 92 | 98 | | |

自立訓練

【機能訓練】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | 46 | 46 | 46 | 60 | 70 | 90 |
| | 利用者数(人/月) | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | 5 | 9 | 39 | 20 | | |
| | 利用者数(人/月) | 0.8 | 0.9 | 2 | 1 | | |

【生活訓練(宿泊型自立訓練含む)】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | 69 | 69 | 69 | 70 | 90 | 110 |
| | 利用者数(人/月) | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 5 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | 39 | 19 | 39 | 27 | | |
| | 利用者数(人/月) | 2 | 1 | 2 | 1 | | |

就労移行支援

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | 138 | 138 | 138 | 250 | 270 | 290 |
| | 利用者数(人/月) | 6 | 6 | 6 | 15 | 16 | 17 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | 144 | 197 | 254 | 168 | | |
| | 利用者数(人/月) | 9 | 13 | 15 | 10 | | |

就労継続支援

【A型：雇用型】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | 394 | 430 | 465 | 670 | 700 | 730 |
| | 利用者数(人/月) | 22 | 24 | 26 | 32 | 33 | 34 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | 591 | 671 | 632 | 693 | | |
| | 利用者数(人/月) | 32 | 34 | 32 | 35 | | |

【B型：非雇用型】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（人日／月） | 1,372 | 1,504 | 1,654 | 1,600 | 1,700 | 1,800 |
| | 利用者数（人／月） | 73 | 80 | 88 | 85 | 90 | 95 |
| 実績値 | 給付時間（人日／月） | 1,280 | 1,430 | 1,437 | 1,523 | | |
| | 利用者数（人／月） | 69 | 77 | 81 | 89 | | |

就労定着支援【新規】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|-----------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数（人／月） | | | | 4 | 5 | 6 |
| 実績値 | 利用者数（人／月） | | | | 0.5 | | |

療養介護

（単位：人／月）

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数 | 8 | 8 | 8 | 11 | 11 | 12 |
| 実績値 | 利用者数 | 10 | 10 | 11 | 10 | | |

短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（人日／月） | 78 | 86 | 94 | 190 | 225 | 260 |
| | 利用者数（人／月） | 10 | 11 | 12 | 19 | 22 | 25 |
| 実績値 | 給付時間（人日／月） | 128 | 134 | 179 | 215 | | |
| | 利用者数（人／月） | 12 | 12 | 19 | 25 | | |

【医療型】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間（人日／月） | 39 | 60 | 87 | 5 | 5 | 10 |
| | 利用者数（人／月） | 5 | 6 | 7 | 1 | 1 | 2 |
| 実績値 | 給付時間（人日／月） | 6 | 2 | 5 | 6 | | |
| | 利用者数（人／月） | 1.4 | 0.6 | 1 | 1 | | |

サービスを確保するための方策

日中活動系のサービスについては、「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」の利用が多くなっています。福祉施設から一般就労への移行を進めるため、継続して通所できている利用者に対しては、計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるよう取り組んでいきます。

また、「短期入所（福祉型）」についても、利用者が多く、需要の高さがうかがえます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【平成30年度 成果・課題】

【生活介護】

給付時間・利用者数ともに年々増加しており、平成30年度においては、ともに実績を達成することができた。今後も、利用者の増加が見込まれるため、それにあわせ給付時間も増加していくと思われる。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

機能・生活訓練ともに目標には達していないものの、利用者のサービス利用が定着している。今後も、利用を希望される方へのサービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援】

就労移行支援は、特別支援学校在学生のアセスメント（就労面の評価）の利用など、当該事業を活用する利用者は年々増加傾向にある。就労継続支援（A・B型）は、平成27年度から年々増加しており、平成30年度は給付時間・利用者数ともに目標を達成した。就労定着支援は、平成30年度目標に達していないものの、実利用者数は3人に増加している。

今後も、就労意識の高まりなどにより、利用者の増加が見込まれるため、給付時間も増加していくと思われる。

【療養介護】

平成27年度から継続的な利用者があり、引き続き利用が見込まれる。今後も、サービスの利用が見込まれる方に案内を行い、サービス利用の必要な方の支援につながるよう努める。

【短期入所（福祉・医療型）】

福祉型は、利用者数の増加に伴って、給付時間も年々増加しており、平成30年度において目標を達成した。今後も、福祉型の利用は、共働きの増加や介護者の高齢化などに伴って、増加していくことが予想され、ニーズに対応できるよう、事業との調整を図っていく。

医療型は、サービスの利用者が1人増加し、2人となり、今後も継続的な利用が見込まれる。

(3)居住系サービス

自立生活援助【新規】

(単位：人/月)

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数 | | | | 0 | 0 | 1 |
| 実績値 | 利用者数 | | | | 0 | | |

共同生活援助(グループホーム)

(単位：人/月)

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数 | 25 | 29 | 33 | 30 | 32 | 34 |
| 実績値 | 利用者数 | 29 | 29 | 27 | 27 | | |

施設入所支援

(単位：人/月)

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数 | 27 | 26 | 25 | 30 | 29 | 28 |
| 実績値 | 利用者数 | 31 | 30 | 30 | 29 | | |

サービスを確保するための方策

平成28年度は、共同生活援助利用者29人のうち、市内の2つのグループホームで10人が生活しています。福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活がおくれるように、県や圏域の市と連携しながら居住場所を確保していきます。

また、施設入所支援は、地域移行できそうな人に積極的に働きかけ、関係機関と連携しながら、地域移行していけるよう取り組んでいきます。

【平成30年度 成果・課題】

【共同生活援助・施設入所支援】

市内のグループホームは、平成29年10月に1箇所立ち上がり、平成30年度末では、3箇所となり、その利用者は、市内のグループホームや圏域の鈴鹿市等の施設を利用している。今後も、グループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住確保に努めていく。

また、施設入所支援は、1人がグループホームに移行したため、平成29年度に比べ、1人減少となった。今後も、事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう、継続的な働きかけを行う。

(4)相談支援

計画相談支援

(単位：人/月)

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数 | 22 | 23 | 24 | 50 | 60 | 70 |
| 実績値 | 利用者数 | 43 | 40 | 50 | 49 | | |

地域移行支援

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | 31 | 62 | 93 | | | |
| | 利用者数(人/月) | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | | |

地域定着支援

(単位：人/月)

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 実績値 | 利用者数 | 1 | 0 | 0 | 0 | | |

サービスを確保するための方策

計画相談支援の需要に応えるため、特定相談支援事業所の新規参入の働きかけや、相談支援専門員のスキルアップのため、県が実施する研修等の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援の周知に努め、障がい者が地域で安心して自立した生活をおくるため、重層的な相談支援体制を構築し、切れ目のない支援をめざします。

【平成30年度 成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、事業所に適宜依頼するなど、月当たり49人の利用があり、目標値50に対し、限りなく近い実績となった。今後も、障がい者本人が希望されるサービスが提供できるよう、事業所につないでいく。

地域移行・地域定着支援は、市内に事業所がないのが現状であるものの、平成30年度は地域移行支援の利用が1人となり、目標を達成した。今後、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

必須事業

(1) 相談支援事業

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|----------------|----------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 障害者 相談支援事業 | 箇所数 (か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援 センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 実績値 | 障害者相談支 援事業 | | | | 1 | | |
| | 機関相談支援 センター | | | | 有 | | |

【見込量の確保の方策】

障害者総合相談支援センター「あい」による「障害者相談支援」は、平成27年度2,208件、平成28年度2,539件の相談実績がありました。件数と合わせて、相談内容も複雑化した困難なケースが多くなってきています。基幹相談支援センターの機能を強化し、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

障害者相談支援(鈴鹿市・亀山市委託)は、平成27年度に2,208件であったものが、平成30年度は2,627件と年々増加傾向にあり、その内容も、相談者個人のみではなく、世帯単位や個人が複合的な課題を抱えるケースが出てきている。今後、基幹相談支援機能の見直しを含めた検討を進めるとともに、社協等の関係機関との連携の強化に向け、協議の場づくりを進めていく。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|------------------|------------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 実利用者数 (人) | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 実績値 | 成年後見制度 利用支援事業 | | | | 0 | | |

【見込量の確保の方策】

平成28年度は身寄りのない知的障がい者等の成年後見の市長申し立てを2件行いました。また、成年後見の審判の請求をした家族の方に、審判の請求に要する費用の助成

を1件行いました。今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると思われるため、制度の積極的な情報提供を行い、利用促進に取り組んでいきます。

【平成30年度 成果・課題】

本年度は、事業の実績がなかったものの、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた情報共有を行った。今後は、他市の制度利用に係る要綱等を参考とし、本市における要綱の在り方や、中核機関設置に向けた検討について、関係機関と情報を共有しながら、構築に向け取り組んでいく。

(3)意思疎通支援事業

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----------|-----------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 手話通訳者派遣事業 | 実利用件数(件) | 2 | 1 | 4 | 5 | 10 | 15 |
| 要約筆記者派遣事業 | 実利用件数(件) | 1 | 2 | 2 | 5 | 10 | 15 |
| 手話通訳者設置事業 | 実設置者数(人) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 手話通訳者派遣事業 | | | | 1 | | |
| | 要約筆記者派遣事業 | | | | 1 | | |
| | 手話通訳者設置事業 | | | | 1 | | |

【見込量の確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣を一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口配置しました。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように、設置日を増やす等、充実に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

派遣事業は、手話通訳者・要約筆記者ともに1件であった。今後は、窓口における制度利用の周知を行いつつ、利用回数の増加に取り組んでいく。
 窓口に配置した手話通訳(1人)は、平成30年度延べ13件(実利用者5人)の利用があった。手話通訳者を配置した曜日が、市民に定着してきており、今後も継続して配置していく。

(4)日常生活用具給付等事業

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-------------------|-------------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 介護・訓練支援用具 | | 13 | 1 | 2 | 5 | 7 | 9 |
| 自立生活支援用具 | | 10 | 3 | 2 | 7 | 9 | 11 |
| 在宅療養等支援用具 | | 12 | 13 | 4 | 12 | 14 | 16 |
| 情報・意思疎通支援用具 | | 5 | 5 | 8 | 7 | 9 | 11 |
| 排泄管理支援用具 | | 871 | 858 | 918 | 860 | 870 | 880 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 実績値 | 介護・訓練支援用具 | | | | 4 | | |
| | 自立生活支援用具 | | | | 3 | | |
| | 在宅療養等支援用具 | | | | 15 | | |
| | 情報・意思疎通支援用具 | | | | 8 | | |
| | 排泄管理支援用具 | | | | 977 | | |
| | 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | | | | 4 | | |

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者も増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

目標値894件(全体)に対し、平成30年度は、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具が若干目標に達しなかったものの、それ以外の項目は、全て目標に達しており、全体として1,011件と前年度実績(全体936件)と比べても大幅に増加した。今後も、排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれており、支援が必要な人に必要な用具が給付できるよう、支援に努めていく。

(5)移動支援事業

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|--------|------------------------|-----------|------|--------------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 (見込) | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 移動支援事業 | 実利用者数 (人) | 16 | 18 | 18 | 22 | 24 | 25 |
| | 延べ利用時間数 (時間) | 558 | 769 | 944 | 850 | 930 | 970 |
| 実績値 | 移動支援事業 実利用者数 (人) | | | | 21 | | |
| | 延べ利用時間数 (時間) | | | | 1,426 | | |

【見込量の確保の方策】

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

屋外における移動が困難な利用者は年々増加しており、利用者は目標に対し、一人少ないものの、利用時間は1,426時間と目標を達成した。今後も、利用者のニーズは高く、利用者の増加に伴い、利用時間の増加が見込まれる。

任意事業

(1)訪問入浴サービス

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|----------|--------------------------|-----------|------|--------------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 (見込) | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 訪問入浴サービス | 実利用者数 (人) | | | | 0 | 5 | 7 |
| 実績値 | 訪問入浴サービス 実利用者数 (人) | | | | 事業化 | | |

【見込量の確保の方策】

在宅の身体障がい者で、障害者総合支援法で規定する居宅介護サービスや介護保険法で規定する訪問入浴介護、またその他の施策を利用して入浴することが困難な方を対象として事業が実施できるよう、令和元年度からのサービスの提供をめざします。

【平成30年度 成果・課題】

身体障がい者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、事業の予算化を行い、令和元年度からの事業開始に向け、訪問入浴サービス事業実施要綱を作成し、平成31年4月から施行できるよう整えた。

(2)生活訓練等

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | | |
|-------|-------|--------------|------|------|-----------|-----|-----|----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | |
| 生活訓練等 | | 実利用者数 (人) | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 実績値 | 生活訓練等 | 実利用者数 (人) | | | | 10 | | |

【見込量の確保の方策】

視覚障がい者を対象に、視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

【平成30年度 成果・課題】

実利用者は、平成27年度8人から平成30年度には10人に増加している。利用者は毎年継続して利用されており、既存の利用者は継続しつつ、今後も、利用者は増加していく傾向にある。

(3)日中一時支援

【年間実績及び見込量】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | | |
|----------|----------|-----------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | |
| 日中一時支援事業 | | 実利用者数 (人) | 59 | 75 | 92 | 90 | 95 | 100 |
| | | 延べ利用時間数 (時間) | 2,930 | 3,724 | 4,652 | 4,600 | 4,900 | 5,200 |
| 実績値 | 日中一時支援事業 | 実利用者数 (人) | | | | 107 | | |
| | | 延べ利用時間数 (時間) | | | | 5,856 | | |

【見込量の確保の方策】

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【平成30年度 成果・課題】

実利用者は、平成27年度に59人であったものが、年々増加しており、平成30年度は107人と、1.8倍も増え、これにあわせ、利用時間数も大幅に増加している。ともに目標を達成しており、今後も、利用ニーズが高いことから、増加していくと思われる。

5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要

第1期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、2020年度末までに市町村において児童発達支援センターを1ヶ所以上設置することや、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを成果目標としています。また、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを成果目標としています。

| 項目 | 数値 | 説明 |
|--|------------|---|
| 【目標値】 R2年度末の児童発達支援センターの設置 | 1か所 | 2021年度の児童発達支援センターの新たな建設を視野に入れ、センター機能としてのソフト面の充実を図ります。 |
| 【目標値】 R2年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制の構築 | 1か所 | |
| 【目標値】 R2年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 1か所 | 児童発達支援事業所数 |
| | 2か所 | 放課後等デイサービス事業所数 |
| 【目標値】 30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 1か所 広圏域 | 近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をめざします。 |

【平成30年度 成果・課題】

2024年度に建設予定の児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所となり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重大学小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市（津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張）が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置した。今後は、これと並行し、コーディネーターの配置を含めた市内部の連携体制強化に向けた場づくり等の検討を進める。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児支援

障がい児福祉サービスは、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。平成 30 年 4 月からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されます。

児童発達支援

| 区分 | | 第 4 期計画・実績値 | | | 第 5 期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-------------|-------|-------|-------------|-----|------|
| | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 |
| 目標値 | 給付時間（人日／月） | 10 | 15 | 20 | 83 | 100 | 120 |
| | 利用者数（人／月） | 2 | 3 | 4 | 10 | 12 | 14 |
| 実績値 | 給付時間（人日／月） | 21 | 50 | 81 | 157 | | |
| | 利用者数（人／月） | 4 | 6 | 11 | 19 | | |

医療型児童発達支援

| 区分 | | 第 4 期計画・実績値 | | | 第 5 期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-------------|-------|-------|-------------|-----|------|
| | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 |
| 目標値 | 給付時間（人日／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 実績値 | 給付時間（人日／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

放課後等デイサービス

| 区分 | | 第 4 期計画・実績値 | | | 第 5 期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-------------|-------|-------|-------------|-----|------|
| | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 |
| 目標値 | 給付時間（人日／月） | 184 | 240 | 312 | 690 | 760 | 830 |
| | 利用者数（人／月） | 23 | 30 | 39 | 55 | 60 | 65 |
| 実績値 | 給付時間（人日／月） | 444 | 503 | 630 | 584 | | |
| | 利用者数（人／月） | 34 | 39 | 50 | 61 | | |

【平成 30 年度 成果・課題】

【児童発達支援】

市内では、利用者のニーズが高く、平成 27 年度から年々増加し、平成 30 年度も、目標値に対し、ともに実績値は達成している。今後も、児童発達支援のニーズは高いことから、増加していくと思われる。

【放課後等デイサービス】

●利用者は、平成 27 年度に 34 人であったものが、平成 30 年度は 61 人と目標を達成し、増加に伴って市内の事業所も 6 か所となり、その内訳は、小学校への入学等により新規の利用登録が多くなっている。今後、新規登録者の継続的な利用に伴い、給付時間は増加していくと思われ、適切に対応できるよう、事業所と連携を図っていく。

保育所等訪問支援

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

居宅訪問型児童発達支援【新規】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|------------|-----------|------|--------------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 (見込) | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 給付時間(人日/月) | | | | 0 | 0 | 10 |
| | 利用者数(人/月) | | | | 0 | 0 | 1 |
| 実績値 | 給付時間(人日/月) | | | | 0 | | |
| | 利用者数(人/月) | | | | 0 | | |

障害児相談支援

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|-----------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数(人/月) | 4 | 6 | 8 | 15 | 17 | 20 |
| 実績値 | 利用者数(人/月) | 8 | 8 | 12 | 14 | | |

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数【新規】

| 区分 | | 第4期計画・実績値 | | | 第5期計画・見込値 | | |
|-----|-----------|-----------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 目標値 | 利用者数(人/月) | | | | 0 | 0 | 1 |
| 実績値 | 利用者数(人/月) | | | | 0 | | |

サービスを確保するための方策

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とともに需要が高く、利用者が大幅に増えてきています。「児童発達支援」については、平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。今後、更なる需要に応えるため、事業所の新規参入を促すとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。

【平成30年度 成果・課題】

【障害児相談支援】

●計画相談を利用される児は、児に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望される利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援(鈴鹿2か所)や居宅訪問型児童発達支援(鈴鹿1か所)の事業所は市内にはなく、利用者のニーズを把握しつつ、事業所の参入を促していく。

8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

(か所)

| 施策項目 | 現状値 (H28) | 目標値 (R2) | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------|--------------|-------------|--------|-------|-------|
| 居宅介護 | 34 | 36 | 34 | | |
| 重度訪問介護 | 23 | 25 | 24 | | |
| 同行援護 | 9 | 9 | 6 | | |
| 行動援護 | 3 | 3 | 2 | | |
| 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 | 0 | | |
| 生活介護 | 14 | 16 | 15 | | |
| 療養介護 | 1 | 1 | 1 | | |
| 短期入所 | 9 | 10 | 9 | | |
| 共同生活援助 | 15 | 18 | 16 | | |
| 自立訓練(機能訓練) | 0 | 0 | 0 | | |
| 自立訓練(生活訓練) | 2 | 2 | 2 | | |
| 就労移行支援 | 5 | 8 | 6 | | |
| 就労継続支援(A型) | 12 | 14 | 12 | | |
| 就労継続支援(B型) | 30 | 32 | 35 | | |
| 就労定着支援 | | 5 | 1 | | |
| 総合相談支援 | 1 | 1 | 1 | | |
| 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援) | 3 | 5 | 3 | | |
| 計画相談支援 | 15 | 17 | 16 | | |
| 児童発達支援 | 10 | 12 | 13 | | |
| 放課後等デイサービス | 20 | 23 | 30 | | |
| 保育所等訪問支援 | 1 | 2 | 2 | | |

第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|---|---------|--|--|---|---|--------|-----------------|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |
| 1 地域で安心して暮らせるまちづくり | | | | | | | |
| (1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29~34) | | | | | | | |
| ①障がいと障がいのある人への理解の促進 | | | | | | | |
| | (1)-①-1 | 障がいの有無によって分け隔てられないことがないよう、情報提供の充実を図ることにより、地域で互いに理解しながら生活する姿がみられます。 | 1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。 | 10月のあいまいまつりや12月の人権週間にあわせてヒューマンフェスタin亀山を開催し、障がい者支援団体等が参加することで市民との交流による啓発活動を行った。また、地域の支援者に対しては、全22地区の地域まちづくり協議会を市・社協が訪れ、地域共生社会の理念の概要を説明し、福祉意識の向上を図った。 | あいまいまつりやヒューマンフェスタin亀山などにおいて、より多くの団体に参画していただけるよう働きかけていく。また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、シンポジウムの開催や地域訪問など、重層的に情報提供を行う。 | | |
| | (1)-①-2 | | 2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。 | 12月の障害者週間にあわせ、広報かめやまにおいて、障がい者、介助者に対する福祉サービスを紹介する特集記事を掲載した。また、自立支援医療(更生・育成・精神障がい)について、制度の概要や申請書のダウンロード化など、HPに掲載した。 | 今後も、特に周知が必要と判断される制度(事業)は、広報かめやまにおいて特集記事により全体的に周知していくとともに、新規事業については、必要に応じて対象者への個別案内等、機会を捉えた情報提供に努めていく。 | | |
| ②ボランティア活動の推進 | | | | | | | |
| | (1)-②-1 | 住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなって障がいのある人の支援につながっています。 | 1 ボランティアの育成と活動の支援 社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。 | 地域まちづくり協議会を対象として、地域における助け合い・支え合いの「ちよこボラ」の育成に向けた講座を開催(11月)した。 | 地域におけるボランティアのしゅみを市域に広げていけるよう、市と社協が連携し、地域支援を行っていく。 | | |
| | (1)-②-2 | | 2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。 | 社会福祉協議会において、共同募金配分金や福祉ボランティア基金により障がい者支援団体(3団体)の活動を支援した。 | 共同募金配分金等の既存の支援は継続しつつ、対象となりえる新規団体や既存の団体があれば、社協と連携し、活動の支援につなげていく。 | | |
| | (1)-②-3 | | 3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしゅみを構築します。 | ひきこもりやニートの青少年に対しては、青少年総合支援センター支援員により、総数185人に面接相談や電話相談で対応した。また、地域の支援者に対しては、障がいの有無を問わず、福祉課題を抱えた対象者・世帯があれば、まずはCSWIにつなぐ個別支援によるしゅみの構築を進めた。 | 青少年総合支援センターの支援員による相談対応を継続するとともに、地域全体で支える支援に向け、地域の福祉課題は地域で解決を試みるしゅみを市と社協と連携しながら進めていく。 | | |
| ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 | | | | | | | |
| | (1)-③-1 | 精神障がいへの正しい理解の普及・啓発が行われているとともに、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。 | 1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。 | 企業における精神・発達障がいに関する正しい知識と理解を促進するため、亀山市雇用対策協議会の総会において、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(厚生労働省・三重労働局)の概要を紹介した。 | 精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しく知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動に取り組む。 | | |
| | (1)-③-2 | | 2 ひきこもりへの理解を深める取組の推進 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組めます。 | ひきこもりの実態や把握方法の検討に向け、鈴鹿・亀山圏域において、家族会、事業所、県・市など関係機関が参加するひきこもりの就労支援等を考える会に参加し実態把握に向けた検討をはじめた。 | ひきこもりの就労支援等を考える会に引き続き参加し、関係機関と連携しながら、ひきこもりの実態把握に向けた調査方法の検討を進めていく。 | | |

| 基本目標 | 実施目標 | 実施方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|--|------|------|---------|---|---|--|--|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |
| ④虐待防止の啓発 | | | | | | | |
| | | | (1)-④-1 | 虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。 | 1 虐待防止に向けた啓発活動 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。 | 児童虐待は、11月の児童虐待防止推進月間において、オレンジボンキャンペーンにより児童虐待の防止への関心や、窓口(あいあい)があることを知っていたりできるよう啓発を行った。高齢者・障がい者に対する虐待の防止に向け、虐待に関する通報や情報提供があれば、ケース会議等を開催し、継続的に相談を受けられるよう、関係機関につないだ。 | 虐待に関する窓口は、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は市(総合相談支援センターあい)、児童は、子ども支援Gとなっており、相談できる窓口機能があいあい集約されており、各窓口において、対象となりえるような案件の相談があれば、周知を行っていく。 |
| | | | (1)-④-2 | | 2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin亀山や街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。 | 12月の人権週間にあわせ「ヒューマンフェスタin亀山」の開催や、市内ショッピングセンターでの街頭啓発、また人権習字の募集・展示等を人権擁護委員の協力のもと実施し、人権意識の向上に努めた。 | 今後も、ヒューマンフェスタin亀山の開催や街頭啓発、人権習字の募集・展示を継続的に実施し、人権の啓発に取り組んでいく。 |
| (2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35～39) | | | | | | | |
| ①障がい者差別解消に向けた取組の推進 | | | | | | | |
| | | | (2)-①-1 | さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がいを理由とする差別の解消の推進が進んでいます。 | 1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。 | 人権啓発のチラシを各世帯に配布したりするなど、障がい者も含めたすべての人の人権を守るため、市民に広く啓発を行った。また、12月の障害者週間にあわせ広報かめやまにおいて、障がい者差別解消に向けた啓発記事を掲載した。 | 市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていただけるよう、工夫を行っていく。 |
| | | | (2)-①-2 | 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。 | 2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。 | 鈴鹿・亀山圏域において、障害者差別解消地域支援協議会の設置に向けた会議を開催し、協議会の有する機能や役割について検討を進めた。 | 各市における地域資源や課題が異なる中で、既存の会議体に協議会の機能を付加させる方法も含め、協議会の設置に向けた検討を進めていく。 |
| | | | (2)-①-3 | 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がいを理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。 | 3 職員対応要領の研修 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がいを理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。 | 三重県市町総合事務組合の実施する新規採用職員対象の研修において、福祉施設での体験を通して、障がいのある人に対する理解を深め、その体験の業務への活用について学んだ。また、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施することとした。 | 三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修をカリキュラムに加えるなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。 |
| ②交流イベント等の開催 | | | | | | | |
| | | | (2)-②-1 | 互いを理解する機会を創出することにより、障がいの有無に関係がなく、あらゆる人の交流が図られています。 | 1 交流イベントの開催 障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。 | 10月に「であい、ふれあい、ささえあい」をテーマとしたあいあいまつりを開催し、点訳体験等を実施した。また、12月の人権週間にあわせてヒューマンフェスタin亀山において、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブースの出展、講演会などを行い、約400人が参加し交流を深めた。 | 今後も、あいあいまつりやヒューマンフェスタin亀山などのイベントにおいて、障がい者への理解を深めていただけるような催しを企するとともに、関係団体だけでなく、地域住民が参加しやすいイベントとなるよう取り組んでいく。 |
| | | | (2)-②-2 | | 2 障がい者のスポーツ参加の推進 障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。 | 障がい者スポーツ競技の全国大会等に参加された人に激励金の支給を行い、スポーツ大会参加の支援を行った。 種目【バレーボール全国大会:10件】、【水泳全国大会:1件】 | 引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|--|------|------|---------|--|---|---|--|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |
| ③福祉教育の推進 | | | | | | | |
| | | | (2)-③-1 | さまざまな人が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた意識が高くなっています。 | 1 福祉教育推進助成事業の推進 より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。 | 新年を迎えるに当たり、校区内のお年寄りへ年賀状を送る取組や、夏休み期間中に希望者に対して、福祉の体験活動を実施した。 | 福祉体験等で体験したことや学んだことを他の場面で生かしたり、周りの生徒に還元していけるような場の設置を検討していく。 |
| | | | (2)-③-2 | | 2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。 | 出前文化講座として、「楽笑体操」と題して介護予防に関する講座を実施した。また、教養講座知りたいシリーズとして、「自立を支えるロボット技術の現状と課題」を行い、障がいに対する理解を深められるような学びの機会を設けた。 | 今後は、社会福祉協議会や市の関係課などと講座内容を調整しながら、実施を検討していく。 |
| | | | (2)-③-3 | | 3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。 | 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流学習会を各中学校で実施した。また、児童生徒の作品展を、市内のショッピングセンターで開催した。さらに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流を持つことで心のバリアフリーを図った。 | 学習会の参加について、より多くの保護者に参加していただけるよう促していく。また、作品展の開催については、市民への効果的な情報発信に努める。居住地交流は、交流の実施時期や内容について、再度検討を行っている。 |
| 2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり | | | | | | | |
| (3)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P40～45) | | | | | | | |
| ①早期発見・早期治療の推進 | | | | | | | |
| | | | (3)-①-1 | 保健・医療・福祉が相互に連携した保健活動が活発に行われることにより、市民の健康が保たれています。 | 1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な児童には、関係部署と連携したフォローを行います。 | 乳幼児健診の未受診者は、電話や訪問などで勧奨を行った。また、居住実態が把握できないケースは、子ども支援Gと連携し、実態把握を行った。 | 今後も、未受診者への受診勧奨や居住実態の把握について、市の関係部署が連携しながら継続的に行っていく。 |
| | | | (3)-①-2 | | 2 発達が気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。 | 家族や子ども自身、学校や園など関係機関からの相談について連絡調整を行い、子どもの悩みや障がいなど、子どもが地域で健やかに成長できるよう支援を行った。児童虐待等の対応については、関係機関と連携した「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の場を活用し、支援体制の強化を図った。 | 今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。 |
| ②総合相談窓口の設置 | | | | | | | |
| | | | (3)-②-1 | 多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されています。 | 1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。 | 総合相談支援センターにおける基幹相談機能の見直しと強化に向け、市、社会福祉協議会と相談機能に係る協議の場を設置し、検討を進めた。 | 鈴鹿・亀山圏域においても、基幹相談機能の見直し・強化を進めることとしており、本市の相談支援に係る資源を踏まえ、鈴鹿市と調整を行っていく。 |
| | | | (3)-②-2 | | 2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。 | 障がい福祉サービスに関する情報は、あひの5番窓口において各種サービスに関する情報を提供しているが、利用者のニーズが高いものは、ホームページ等を活用した情報提供(自立支援医療)を並行して行い、情報提供の重層化に取り組んだ。 | 障がい福祉サービスに関する情報は、現在、個々のサービス別で案内している。利用者は、各種サービスを重複して利用されている人が多く、障がい福祉サービスに特化した情報提供の一元化が必要である。 |
| | | | (3)-②-3 | | 3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。 | 面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各都会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。 | 相談支援体制の機能は、基幹相談支援センターにコーディネート機能を持たせることが最適であると考えており、基幹として必要な機能について鈴鹿市と協議を行いつつ、見直しを進めていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|---|------|------|---------|---|--|--|---|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |
| ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | | | | | | |
| | | | (3)-③-1 | 地域包括ケアシステム(保健・医療・福祉の総合的なしくみ)により、シームレス(切れ目のない)ケアが行われています。 | 1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。 | 鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキング(11回開催)を設置し、当該ワーキングを協議の場に位置付けるよう、検討を進めた。 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、県や圏域の鈴鹿市と引き続きワーキングにおいて協議を進めながら、本市に必要な機能の検討を進めていく。 |
| | | | (3)-③-2 | | 2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。 | 地域において、精神疾患等の患者が安心して暮らし続けられるよう、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用し、支援体制の構築を図った。 | 本市におけるCSWや生活困窮者自立支援事業との有機的な連携に向けて、市を介した支援体制の強化を進めていく。 |
| ④障がいのある人の家族支援 | | | | | | | |
| | | | (3)-④-1 | 障がい福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのある人やその家族の支援につながっています。 | 1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がい者本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。 | 身体障がい者の方が居宅において入浴サービスを受けられる訪問入浴サービス事業の事業化を行い、対象となる障がい者の方に個別で案内するなど、必要な人に情報が届くよう手法の検討を行った。 | 新規事業を含め、障がいのある人やその家族に必要な障がいサービスの情報があれば、機会を捉えた情報提供に努める。 |
| (4)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P46~52) | | | | | | | |
| ①療育体制の充実 | | | | | | | |
| | | | (4)-①-1 | 保健・医療・障がい福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がい児の支援体制の充実が図られています。 | 1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの整備に向けた検討を行います。 | 個別に支援が必要な子どもとその家族を対象に、子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別及び集団の療育を行った(個別療育:7回、13人 集団療育:72回、33人)。保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:6園 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導:6園、CLM巡回指導:2園)。2024年度に建設予定の児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、近隣市を視察や市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。 | 今後も、児童発達支援センターの必要な機能について具体的に検討をするため、関係部署との連携を図っていく。また、三重県立子ども心身発達医療センターへの職員派遣も含め、連携のあり方を検討していく。 |
| | | | (4)-①-2 | | 2 切れ目のない支援体制づくり 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。 | 心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った(相談件数:667件)。 | 今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。 |
| ②医療的ケア児の支援の充実 | | | | | | | |
| | | | (4)-②-1 | 医療的ケア児を支援する協議の場の設置等により、重症心身障がい児等への支援の充実が進んでいます。 | 1 医療的ニーズの高い重症心身障がい児等への支援の充実 医療的ケア児を含む重症心身障がい児の支援を充実するため、関係部署及び関係機関が情報共有し、協議ができる場の設置に向けて取り組みます。 | 医療的ケアが必要な児を支援するため、三重県小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市(津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張)が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置し、「にじいろネット研究会」を開催した(平成30年8月鈴鹿市、平成31年1月名張市)。 | 今後は、これと並行し、コーディネート機能を含めた市内部の連携体制の強化に向けた場づくり等の検討を進めていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|---|------|------|---------|--|---|--|--|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |
| ③障がい児の子育て支援の受入体制の整備 | | | | | | | |
| | | | (4)-③-1 | 障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。 | 1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。 | 公立保育所・幼稚園・認定こども園において、障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点での介助等の必要性を判断したうえで、加配保育士や介助員など、必要な人員を配置し、児童が安心して過ごせる保育環境を整備した。 | 非常勤職員の登録を積極的に行い、必要な時期に必要な人材を確保できるような準備態勢を整える。また、加配保育士や介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。さらに、私立保育所での障がい児の受入がしやすいよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助金制度の周知を図る。 |
| | | | (4)-③-2 | | 2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。 | 鈴鹿市には、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が2か所あるものの、市内には事業所がないのが現状である。個別に支援が必要な子どもとその家族には、保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:6園 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導:6園、CLM巡回指導:2園)。 | 三重県立子ども心身発達医療センターへの職員派遣を含めた連携を検討するとともに、障がい児が障がいがない児との集団生活に適応することができるよう、2021年度を目標に建設を進める認定こども園の機能の一つとして検討を進めていく。 |
| ④特別支援教育の充実 | | | | | | | |
| | | | (4)-④-1 | 発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境が整っています。 | 1 特別支援教育の充実 子どもの個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、園の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。 | 発達障がい等、特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」の作成を促進した。特に、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒は、同計画を全員作成するよう取り組んだ。 | 特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。 |
| | | | (4)-④-2 | | 2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。 | 特別支援教育コーディネーターを対象に、通常学級で行う特別支援教育に関する研修会を開催し、専門性の向上に取り組んだ。 | 特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、適切な学びの場を検討する。 |
| | | | (4)-④-3 | | 3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じられるよう、卒業後の進学や就労に関して、関係機関と連携した支援を行います。 | 切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 | 引き続き、にじいろのーとの作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先や就労先との連携を行っていく。 |
| 3 自立した生活のできる体制づくり | | | | | | | |
| (5)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～58) | | | | | | | |
| ①就労準備支援の充実 | | | | | | | |
| | | | (5)-①-1 | 就労の促進に向けた情報提供等により、障がいのある人の経済的な自立に向けた就労の支援が行われています。 | 1 職場実習事業の活用促進 障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を促進します。 | 9～11月にかけて、あいあいを主な職場体験の場(他:図書館等)として、知的障がいがある人を職場実習事業として就労実習の場を提供した。 | 今後も、障がいがある人の就労訓練の場を提供できるよう、職場実習事業の内容を工夫し、図書館での司書体験など、さまざまな就労体験ができるメニューの充実を図っていく。 |
| | | | (5)-①-2 | | 2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。 | 総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間165件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。 | 事業者には、亀山市雇用対策協議会等において相談窓口の周知を行いつつ、障がいがある労働者に対しては、相談する場所・人が居ない場合は、市に連絡をもらい、市が必要に応じ関係機関につなぐ等、調整機能を持てるよう努めていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|--------------------|------|------|---------|--|---|---|--|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |
| ②雇用の場の確保 | | | | | | | |
| | | | (5)-②-1 | 多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加できる環境が整っています。 | 1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。 | 亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市の全組織での物品等の調達に適用し、障がい者が就労する施設等の仕事の確保につなげた。 | 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図れるよう毎年度、調達方針を作成するとともに、調達実績の公表を行っていく。 |
| | | | (5)-②-2 | | 2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。 | 亀山市雇用対策協議会等において、障がいのある人の雇用や就労に関する相談・支援を行う機関として総合相談支援センターあい等の周知に努めた。 | 障害者雇用促進法では、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えられており、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の受講を促す等により、精神・発達障がいについて正しい知識と理解を深め、支援者の増加につなげていく。 |
| | | | (5)-②-3 | | 3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。 | 亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱に基づき、社会的事業所(1箇所)に対し、最終年度(4年)となる補助金を交付した。 | 障がいがある人が、地域社会に根ざした就労の促進や社会的・経済的な自立の促進につながるよう、社会的事業所の新規参入に対する補助制度の周知に努める。 |
| | | | (5)-②-4 | | 4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。 | 農業分野における農福連携について、市内で先駆けて実施している事業所から話しを向うとともに、関係団体の意見や既存の調査結果から、一般就労につながる前段階として、中間的就労の場づくりが必要であることを把握した。 | 市内で実施している農福連携の事業所を視察するとともに、地域における公益的な取組の一つとして、関係機関と連携を図り、農福連携事業の可能性について検討を進めていく。 |
| | | | (5)-②-4 | | 5 市職員の障がい者雇用 市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。 | 平成30年6月1日現在の市長部局における法定雇用者数は、達成するために採用しなければならない障がい者数、いわゆる「不足障がい者数」はない。 | 国・地方公共団体等の障害者の法定雇用率は、令和3年4月を目途に2.6%に引き上げられる予定であることから、引き続き計画的な障がい者雇用に取り組む必要がある。 |
| ③就労定着に向けた支援 | | | | | | | |
| | | | (5)-③-1 | 障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。 | 1 就労定着のための訪問・面談等の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービスを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。 | 就労定着支援事業の利用者は3人であり、うち2人は年間を通して継続的に事業を利用し、残り1人は、平成31年2月から当該事業の利用申請を行った。 | 今後も、就労定着支援事業を必要とされる多くの人に利用していただけるよう、本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援につとめて行く。 |
| | | | (5)-③-2 | | 2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。 | 5月の亀山市雇用対策協議会において、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の実施の促進や参加を呼びかけ、障がいがある人の就労定着に向け、事業者に対する情報提供を行った。 | 一般就労に支援が必要と思われる人には、関係事業所と連携し、就労支援定着支援事業等を活用してもらうなど、情報共有を図りながら、本人からの相談をあらゆる機関が受けられる環境を整えていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|------|------|------|------|------|------|--------|-----------------|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |

(6) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59~66)

①障がい福祉サービスの充実

| | | | | |
|---------|--|---|---|---|
| (6)-①-1 | 個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活が送れています。 | 1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。 | 身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、事業の予算化を行い、平成31年度からの事業開始に向け、訪問入浴サービス事業実施要綱を作成し、平成31年4月から施行できるよう整えた。 | 事業の対象となる身体障がい者への個別案内等、地域における障がい者の安心した生活に寄与できるよう、新規事業の案内を検討する。 |
| (6)-①-2 | | 2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。 | 多様な手段による情報提供の向け、市ホームページにおける既存のページ(自立支援医療)を見直し、掲載情報と様式のダウンロード化を行った。また、窓口配置した手話通訳(1人)は、平成30年度延べ13件(実利用者5人)の利用があった。外部への派遣については、意思疎通支援事業により手話通訳者・要約筆記者を各1件派遣した。 | 障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を引き続き検討・実施していくとともに、意思疎通支援を必要とされる人の支援につながるよう、窓口における事業の利用案内等、周知を行っていく。 |
| (6)-①-3 | | 3 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。 | 面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。 | 令和2年度までの計画期間内において、緊急時の受入や体験ができる機能を面的整備型で備えられるよう、鈴鹿・亀山圏域における各部会で検討を進めるとともに、必要に応じて市内の事業所から聞き取り等を行い、亀山市に必要な機能となるよう、検討を行っていく。 |

②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

| | | | | |
|---------|--|--|--|--|
| (6)-②-1 | 環境の整備を進めることにより、誰もが、安全で快適に暮らせ、障がいのある人が積極的に社会に参加する姿がみられます。 | 1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進 亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。 | 市街地再開発事業により整備する施設建築物について、亀山駅周辺地区・2ブロック市街地再開発準備会により実施多基本設計への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設建築物の考え方について整理した。 | 亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合により実施する施設建築物の実施設計や公共施設(道路・駅前広場)の詳細設計への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した設計を行うとともに、施設整備を実施する。<今後の予定>R元年 施設建築物実施設計、公共施設(道路、駅前広場)詳細設計、R2~3年 施設建築物・公共施設工事 |
| (6)-②-1 | | 2 公共施設等のバリアフリー化の推進 施設等の建設において、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場の適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。 | 西野公園便所建替趨設計業務(2棟)の実施に当たり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいたバリアフリー対応便所を計画することができた。 | 今後、R元年度は西野公園における便所建替工事(1棟)、R2年度は便所建替工事(1棟)を予定しており、実施に当たり、ユニバーサルデザインに配慮できるよう、設計していく。 |
| (6)-②-2 | | 3 道路等の安全確保の整備 道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。 | 布気小野線において縦断勾配に配慮した歩道新設整備(215m)に当たり、歩道を新設することにより歩車道が分離され、歩行者等の交通安全に効果が発現されるとともに、移動しやすい歩道に配慮した横断勾配で整備することができた。視覚障がい者誘導用ブロックにおいて、市道と賀白川線5枚修繕、市道東台線56枚修繕を行い、歩行者の安全確保につなげた。 | 市内の道路の新設や改良を行う際に三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、設計時において勾配や段差の解消・点字ブロックや縁石の設置等に配慮し、安全で快適に利用できるように配慮した構造を検討し、整備に努める。また、既存の道路については、定期的な点検を実施し、破損個所の早期発見と修繕に努めていく。 |
| (6)-②-3 | | 4 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。 | バリアフリーに配慮した民間住宅(24戸)を借上げ、公営住宅として、障がいがある人が安全で快適に暮らせる環境づくりに取り組んだ。 | 今後も、障がいがある人の入居を想定し、バリアフリーに配慮した民間住宅を公営住宅として確保できるよう、継続的に取り組んでいく。 |
| (6)-②-4 | | 5 有効な情報提供手段の導入 障がいのある有無を問わず情報を得られ、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。 | 広報研修(9月27~28日実施)において、ウェブアクセシビリティに関する説明を行い、対応の促進を図った。また、個々のウェブページの更新時等に、対応が不十分な箇所があった場合は、その都度、担当Gとともに、当Gでも修正を行った。 | 引き続き、職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティへの理解・対応の徹底を図っていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | めざす姿 | 取組内容 | 平成30年度 | |
|--------------------|------|------|---------|---|---|---|---|
| | | | | | | 実績・成果 | 今後の方向性(令和元年度以降) |
| ③防災・安全対策の充実 | | | | | | | |
| | | | (6)-③-1 | 防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。 | 1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。 | 防災訓練や地域が実施する防災訓練時において、障がいがある人が参加できるよう、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いすなどを利用した訓練内容等、障がいのある人を想定した訓練を実施するよう周知した(平成30年度は、総合防災訓練未実施)。 | 総合防災訓練や地域が実施する防災訓練時において、障がいのある人が参加できるよう、避難行動要支援者名簿の活用や避難訓練に工夫を加えながら、障がいがある人を想定した訓練内容となるよう努めていく。 |
| | | | (6)-③-2 | | 2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を再構築するとともに、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう努めます。 | 平成29年度に再構築した避難行動要支援者名簿の更新に取り組んだ。また、和田地区等、地域の防災訓練において当該名簿を活用した訓練が行われている。 | 避難行動要支援者名簿の管理を現在、エクセルで行っているが、入力誤りやデータの維持管理に時間を要しており、データ管理の方法を見直す必要がある。また、福祉総務Gと防災安全Gとが連携し、当該名簿の利活用に向けた検討を進めていく。 |
| | | | (6)-③-3 | | 3 福祉避難所の確保、備蓄品の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が避難できる福祉避難所を確保するとともに、障がい者に配慮した日常生活用具等の備蓄を充実します。 | 備蓄している避難生活用品の適切な維持管理に努めるとともに、新規に防災倉庫を設置した川崎小学校では、リヤカーやスマートムーバー(簡易担架)、災害用トイレなど、障がい者に配慮した用具の配備に努めた。 | 備蓄している避難生活用品の適正な維持管理に努めていく。福祉避難所は、新規確保に向けて取り組むとともに、障がいがある人が身近な福祉避難所を選定できるよう、関係機関・団体、市内の社会福祉施設との協議を進めていく。 |
| ④権利擁護対策の充実 | | | | | | | |
| | | | (6)-④-1 | 成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。 | 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。 | 本年度は、事業の実績がなかったものの、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた情報共有を行った。 | 今後は、他市の制度利用に係る要綱等を参考とし、本市における要綱の在り方や、中核機関設置に向けた検討について、関係機関と情報を共有しながら、構築に向け取り組んでいく。 |
| | | | (6)-④-2 | | 2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。 | 総合相談支援センターあいにおける窓口を中心として、成年後見制度の情報を必要とされる人に情報提供を行った。法人後見は、近隣の鈴鹿市に法人後見制度の概要等について情報収集を行った。 | 本市における成年後見制度に係る窓口は、地域包括支援センターが中心となっており、高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していけるよう進めていく。 |
| | | | (6)-④-3 | | 3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。 | 知的・精神障がいがある人が、地域において生活できるよう、日常生活自立支援事業における生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWiにつなぎ支援する等を行った。 | 今後も、知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、事業を市が補助する等し、継続させていく。 |
| | | | (6)-④-4 | | 4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。 | 警察や司法書士、市の関係機関が参加する高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を3月に開催し、本市における虐待の状況や対応について、関係者との情報共有を行った。 | 障がい者の虐待の窓口機能の強化に向けた検討を進める。また、今度も、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的に行っていく。 |